

新型コロナウイルス感染症 林業者・木材産業者への金融支援

	林業者等(※) 向け	木材産業者 向け
融 資	<p>(株)日本政策金融公庫(農林)</p> <p>○農林漁業セーフティネット資金(経営に著しい影響のおそれある者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額 1,200万円 (特認)年間経営費の12/12</li> <li>・融資期間 15年(据置3年)以内 (融資期間は通常10年だが、新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難な場合15年)</li> <li>・実質無利子(林業施設整備等利子助成事業 最大2%、借入当初最長10年間)</li> <li>・無担保</li> </ul> <p>電話 0120-154-505、0120-926-478</p>	<p>(株)日本政策金融公庫</p> <p>○新型コロナウイルス感染症特別貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額 中小企業6億円 ※小規模事業者8,000万円</li> <li>・融資期間 設備20年・運転15年(据置5年)以内</li> <li>・基準金利の▲0.9%・当初3年間</li> <li>・実質無利子(新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業 借入後当初3年間)</li> <li>・無担保</li> </ul> <p>○セーフティネット貸付(要件緩和)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額 中小企業7.2億円 ※小規模事業者4,800万円</li> <li>・融資期間 設備15年・運転8年(据置3年)以内</li> </ul> <p>※常時使用する従業員が20名以下の企業</p> <p>電話 0120-154-505、0120-327-790 他</p>
	<p>※「林業者等」とは、農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得(法人にあっては、当該法人の農林漁業に係る売上が総売上高)の過半を占めているもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるものなどをいう。</p>	<p><del>北海道</del></p> <p>○新型コロナウイルス感染症対応資金 *1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額 8,000万円(国進拠枠+道特別枠)</li> <li>・融資期間 10 R3.3.31で受付終了</li> <li>・(直近の売上げが15%以上減の場合) 無利子・無担保、無保証料(当初3年) (売上減5%以上15%未満の企業は利子・保証料半額)</li> </ul> <p>○北海道中小企業総合振興資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額 2億円</li> <li>・融資期間 10年(据置3年)以内</li> <li>・金利 固定1.0-1.2%、変動1.0%</li> </ul> <p>電話 011-204-5346(経済部中小企業課) 他 振興局商工労働観光課</p>
保 証	<p>(独)農林漁業信用基金(林業)</p> <p>○林業・木材産業災害復旧対策保証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証額 別枠8,000万円(保証率80%または100%。売上減の率による)</li> <li>・保証期間 運転資金5年、設備資金15年(据置2年)以内</li> <li>・保証料 最大5年分免除</li> </ul> <p>電話 03-3294-5585~86 または取引金融機関</p>	<p>北海道信用保証協会</p> <p>○セーフティネット保証(4、5号)、危機関連保証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証額別枠2.8億円(保証率80-100%)</li> <li>・素材、製材、単板、チップ、合板などの製造・卸が対象。</li> </ul> <p>電話 011-241-5554</p>

\*1 「新型コロナウイルス感染症対応資金」は令和3年(2021年)3月31日までの制度でしたが、同日までに保証申込をしていれば、同年5月31日までに融資申込期間が延長されています。